

都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、中心市街地の特定地域に所在する空店舗、低未利用地等の遊休不動産の活用を図るため、当該不動産を活用しようとする者に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 都城市まちなか活性化プラン（平成23年2月策定）で定めた中心市街地活性化区域をいう。
- (2) 特定地域 別図に定める区域をいう。
- (3) 店舗 商品若しくはサービスを提供するための建物又は建物内の独立した出入口を有する区画をいう。
- (4) 集合店舗 建物内に店舗が2以上ある建物をいう。
- (5) 空店舗 入居者のない、又は入居者を決定しない店舗をいう。
- (6) 空店舗等 前号の空店舗に加え、空店舗に併用する住宅又は事務所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が適切と認めた者については、この限りでない。

- (1) 法人の場合にあつては、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正手続又は再生手続を行っている者でないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める業務を業とする者でないこと及び臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条に規定する金融機関以外の資金の融通を業とする者でないこと。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 前各号に定める者のほか、別表第1に規定する補助金の種類に応じて追加される要件を満たすものであること。

2 市長は、前項のうち、補助金の交付決定に当たり市長が行う市税の納税状況調査に申請者が同意する場合においては、前項第3号については書類提出による確認を省略させることができる。

(補助事業の種類)

第4条 この要綱により補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとし、その内容等交付に必要な事項については、別表第1に定めるところによる。

- (1) 空店舗リフォーム事業
- (2) リノベーションまちづくり事業
- (3) 空店舗等解体事業
- (4) 商業施設等整備事業
(補助金の交付申請)

第5条 前条に規定する補助事業を実施するため補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金等交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2)に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定又は却下の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金等交付決定書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、別表第1の審査会を必要とする補助金については、第13条に規定する審査会で審査の上、決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請を却下したときは、補助金等交付申請却下決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の際、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

(事業の着手)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、交付決定を受けた日から3月以内に事業に着手し、事業着手した日の属する年度の末日までに事業を完了しなければならない。ただし、適切な予算措置を行ったものについては、この限りではない。

2 事業の効率的な実施を図る必要があり、又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合で、前条に規定する交付の可否の決定前に事業に着手する場合は、補助金等事前着手承認申請書(様式第8号)及び第5条に掲げる書類を市長に提出して申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、適当であると認めたときは、補助金等事前着手承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた者が、交付決定を受けた事業内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金等変更交付申請書(様式第10号)により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更交付申請があった場合においては、当該申請に係る書類等の審査により、適当であると認めたときは、速やかに補助金の変更交付決定を行い、申請者に補助金等変更交付決定書(様式第11号)により通知するものとする。

3 規則第9条第1項に規定する軽微な変更については、その変更の内容が本事業において実質的に影響のない事項の変更で、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

(1) 交付決定額の増額変更を伴わないもので、かつ、変更前の補助対象経費の総額と比較し、その増減の割合が30パーセント以内のもの

(2) 変更後の補助事業の完了予定年月日が年度を超えないもの
(補助金の実績報告)

第9条 第6条の規定により交付決定を受けた者は、当該事業が完了した日から1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日に、補助金等実績報告書(様式第12号)に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第141号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が別表第1に掲げる補助の条件に違反した場合においては、補助金等の交付の決定の全部を取り消し、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(重複交付の禁止)

第12条 補助対象事業者が第4条に規定する補助事業について、国、県又は市から第4条各号に掲げるいずれかの補助事業に相当する事業に対する補助金の交付を受けた場合においては、この要綱に基づく当該年度の補助金は、交付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

(1) 新たに実施する事業(以下「新事業」という。)が、当該補助事業の実施場所と異なる場合

(2) 当該補助事業と新事業の実施場所が同一の場合においては、新事業の実施年度が、当該補助事業の実施年度と異なる場合。ただし、新事業を実施することにより次の出店が見込めると判断した場合に限る。

(審査会)

第13条 第6条の規定による申請について審査するため、都城市中心市街地再生プラン事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員5人をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 商工団体の構成員

- (2) まちづくり関係者
 - (3) 知識、経験を有する者
 - (4) 市の職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めるもの
- 4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 5 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
 - 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。
 - 7 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
 - 8 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 9 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
 - 10 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
 - 11 委員の任期は、委嘱し、又は任命された日からその日の属する年度の3月31日までとする。
 - 12 委員に欠員が生じた場合においては、新たな委員を任命し、又は委嘱することができる。ただし、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 13 審査会の庶務は、商工部商工政策課において処理する。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第19条第1項ただし書に規定する財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により財産の処分を承認した場合において、補助事業者が処分により収入を得たときは、その収入の全部又は一部について、納付を求めることができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年12月1日改正）

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日改正）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月1日改正）

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月20日改正）

この要綱は、令和7年2月20日から施行し、改正後の都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年2月1日から適用する。

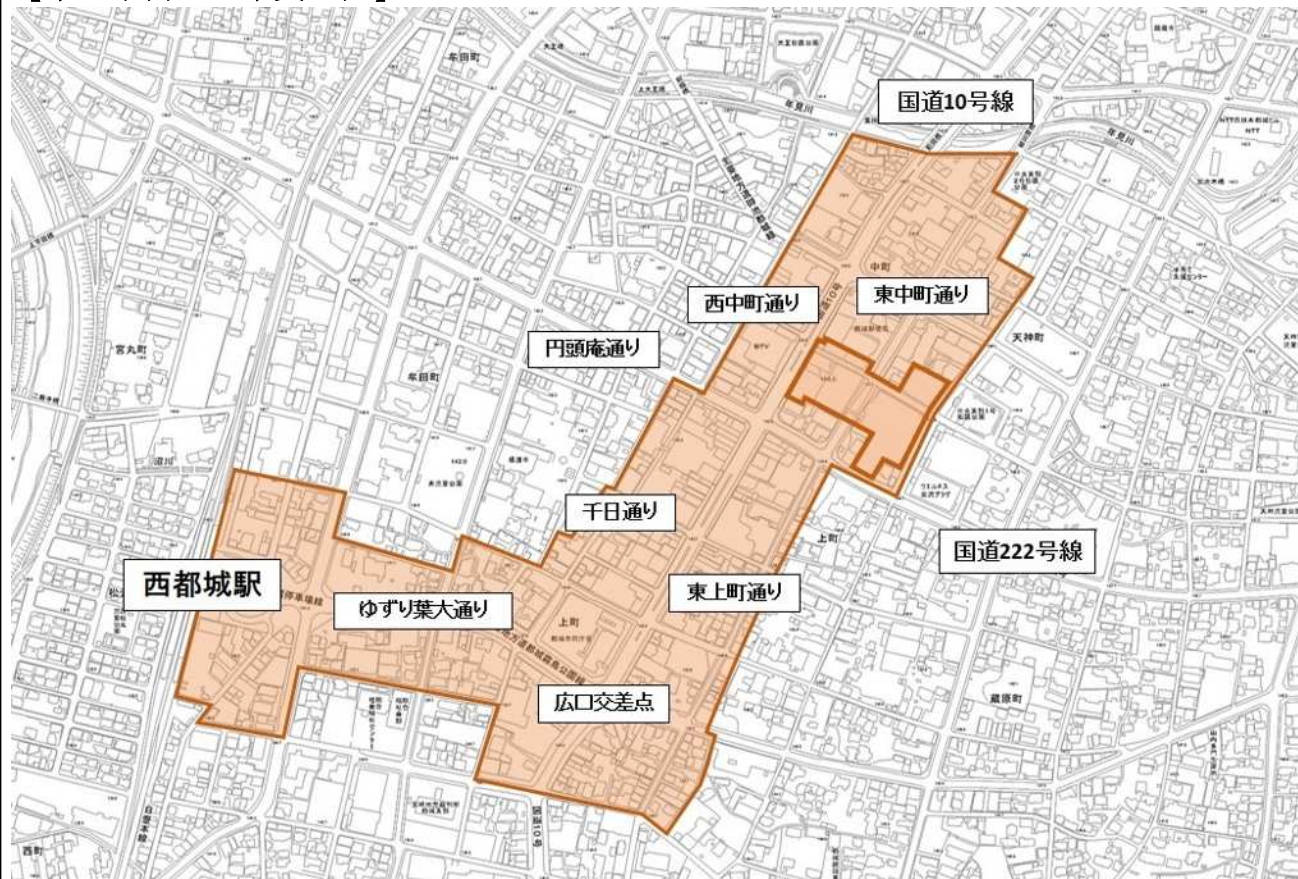
附 則（令和7年3月31日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

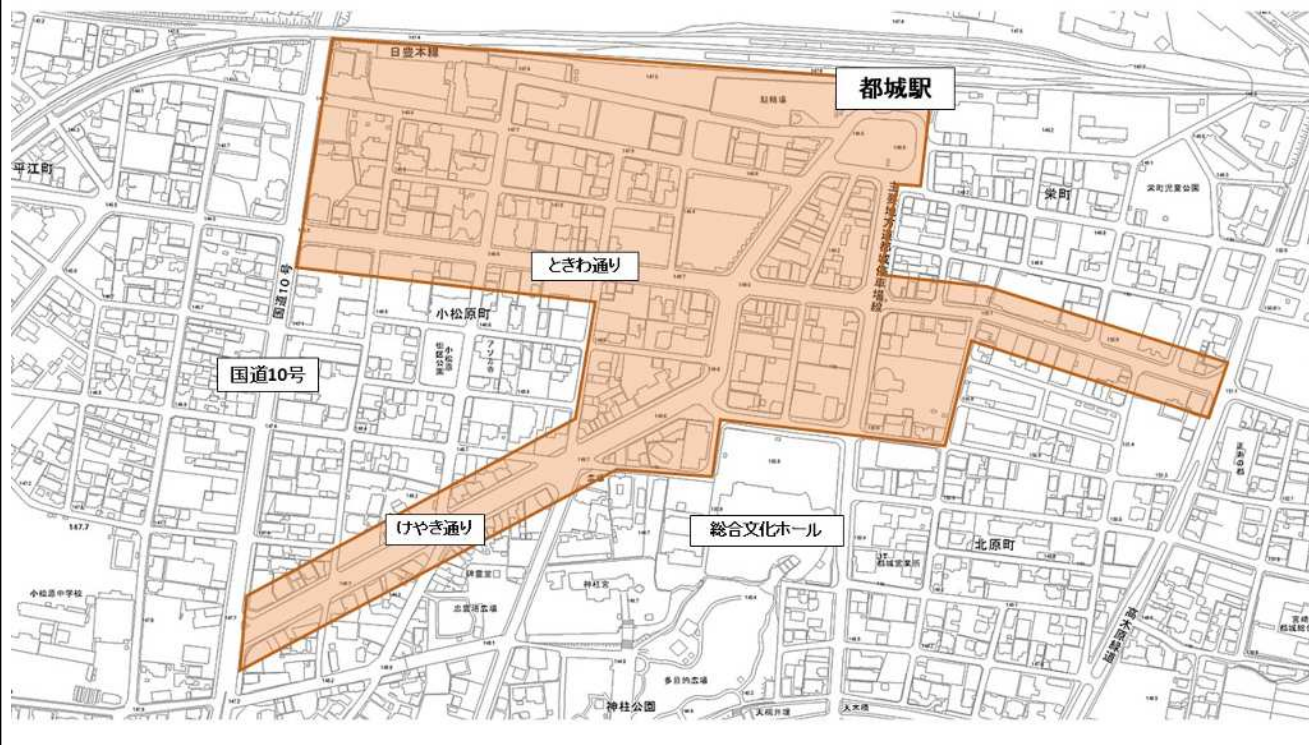
附 則（令和8年3月31日改正）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【中心市街地 中央地区】



【中心市街地 都城駅前地区】



別表第1（第3条関係）

(1) 空店舗リフォーム事業

補助内容	特定地域内に空店舗等を所有する者等が、当該空店舗等を店舗・事務所として賃貸するためにリフォーム工事を行う場合における経費に対する補助
補助対象事業	店舗・事務所として賃貸するために必要な店舗改装工事等（当該工事に要する経費が20万円以上のもの（リフォームに伴い必要な建築士による設計等（耐震調査等を含む。）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省第21号）に基づく調査分析等を含む。））。ただし、器具及び備品（工事と一体となって、建物に固定して設置することが通例とされる器具及び備品の一部（空調工事のエアコンや水道工事のシンク、電気工事の換気扇、内装工事の取付棚など建物の資産価値に関わるもので建物の構造に影響を及ぼす工事を必要とするもの）を除く。）に係る経費は対象外とする。
補助対象経費	<p>補助対象事業に要する経費の金額から次に掲げる費用を控除して得た額（消費税及び地方消費税の額を含む。）</p> <p>(1) 広告看板等の設置費用</p> <p>(2) 工事用機械及び工具等の購入に関する費用</p> <p>(3) 保険等から補填を受ける費用</p> <p>(4) 各種申請に係る諸費用</p> <p>(5) 前4号に掲げる費用のほか、補助対象経費として適当でないと市長が認めたもの</p>
補助率及び補助金額	<p>補助対象経費の3分の2以内で、限度額を500万円とする。</p> <p>※補助金の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
補助の条件	<p>1 当該空店舗等の延床面積が1,000平方メートル以上の集合店舗でないこと。</p> <p>2 補助対象工事を行うに当たり、当該空店舗等のリフォーム箇所、方法等について、都城市地域プロジェクトマネージャーの支援を受けること。</p> <p>3 補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上の業務の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。ただし、建築士による設計、石綿障害予防規則に基づく調査分析の業務等については、この限りでない。</p> <p>4 業務の発注は、市内の事業者が発注するよう努めること。</p>

	<p>5 改装後の店舗利用が別表第3に掲げる業務に該当しないこと。</p> <p>6 設計等を行う建築士は、建築士資格を有し、建築士の事務所登録を行っている者であること。</p> <p>7 商工会議所、商店街組合等の商工団体に加入するなど、中心市街地の活性化に積極的に取り組むこと。</p> <p>8 洪水浸水想定区域に該当する空店舗等については、止水板の設置等、浸水対策に努めること。</p> <p>9 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用していない建物を改修する場合は、石綿の事前調査費を補助対象経費とする事業は交付決定後、石綿の事前調査費を補助対象経費としない事業は工事の着手前までに石綿の事前調査を行い、工事等の実施においては、飛散防止対策を講じること。</p>
<p>補助金の交付申請に係る添付書類</p>	<p>1 事業概要書（様式第2号）</p> <p>2 建築対策課及び消防局協議事項確認書（様式第3号）</p> <p>3 収支予算書（様式第4号）</p> <p>4 事業支援表明書（様式第5号）</p> <p>5 資材の規格・仕様明細等が分かる見積書（2者以上）及びカタログ等の写し</p> <p>6 改装内容が分かる資料等（改装前及び改装後の各階平面図（消防法（昭和23年法律第186号）の有窓無窓・換気計算を含む）、配置図、物件位置図、工事工程表等）</p> <p>7 設計等を伴う工事においては、設計等を行う建築士が、建築士資格を有し、建築士の事務所登録を行っている者であることが分かる書類の写し</p> <p>8 市税の滞納のない証明書（ただし、市税の納税状況調査に同意する場合は、不要）</p> <p>9 店舗等の現況写真（施工部分が確認できる外観、内観）</p> <p>10 補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上のものを都城市以外の入札参加有資格者に発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類</p> <p>11 法人の場合は、法人の登記事項証明書</p>

	<p>12 年度をまたいで事業を実施する場合は、工事着手時期及び竣工時期が分かる書類</p> <p>13 建物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し。ただし、店舗を賃貸借した場合は、店舗賃貸借契約書の写し</p> <p>14 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の場合は、同補助金の交付決定書の写し</p> <p>15 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
<p>審査会の 要・不要</p>	<p>不要</p>
<p>補助金の実績 報告に係る添 付書類</p>	<p>1 事業請負契約書の写し</p> <p>2 事業内容の内訳が分かる書類（カタログ及び請求明細書の写し等）</p> <p>3 施工内容が確認できる、資材等の写真及び施工前、施工中並びに施工後の写真</p> <p>4 収支決算書（様式第13号）</p> <p>5 領収書の写し</p> <p>6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し</p> <p>7 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用していない建物を改修する場合は、次の書類を提出すること。ただし、石綿の事前調査費を補助対象経費としない場合は（1）のみの提出とする。</p> <p>（1）分析機関等が発行した分析調査結果報告書等</p> <p>（2）分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類</p> <p>（3）分析機関等に費用を支払ったことを証する領収書の写し</p> <p>（4）除去等事業に関する関係法令の届出等の写し</p> <p>8 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

	<p>5 店舗改装を行うに当たり、当該空店舗等の改装箇所、施工方法等について、都城市地域プロジェクトマネージャーの支援を受けること。</p> <p>6 補助対象経費のうち、工事に係る費用が 160 万円以上の業務の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。ただし、建築士による設計、石綿障害予防規則に基づく調査分析の業務等については、この限りでない。</p> <p>7 業務の発注は、市内の事業者が発注するよう努めること。</p> <p>8 設計等を行う建築士は、建築士資格を有し、建築士の事務所登録を行っている者であること。</p> <p>9 商工会議所、商店街組合等の商工団体に加入するなど、中心市街地の活性化に積極的に取り組むこと。</p> <p>10 洪水浸水想定区域に該当する空店舗等については、止水板の設置等、浸水対策に努めること。</p> <p>11 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用していない建物を改修する場合は、石綿の事前調査費を補助対象経費とする事業は交付決定後、石綿の事前調査費を補助対象経費としない事業は工事の着手前までに石綿の事前調査を行い、工事等の実施においては、飛散防止対策を講じること。</p>
<p>補助金の交付申請に係る添付書類</p>	<p>1 事業概要書（様式第 2 号）</p> <p>2 事業計画書</p> <p>3 建築対策課及び消防局協議事項確認書（様式第 3 号）</p> <p>4 収支予算書（様式第 4 号）</p> <p>5 事業支援表明書（様式第 5 号）</p> <p>6 資材の規格・仕様明細等が分かる見積書（2 者以上）及びカタログ等の写し</p> <p>7 改装内容が分かる資料等（改装前及び改装後の各階平面図（消防法の有窓無窓・換気計算を含む）、配置図、物件位置図、工事工程表等）</p> <p>8 設計等を伴う工事においては、設計等を行う建築士が、建築士資格を有し、建築士の事務所登録を行っている者であることが分かる書類の写し</p> <p>9 本人確認書類の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書）</p>

	<p>10 履歴書（個人事業者の場合のみ）</p> <p>11 市税の滞納のない証明書（ただし、市税の納税状況調査に同意する場合は、不要）</p> <p>12 店舗等の現況写真（施工部分が確認できる外観、内観）</p> <p>13 補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上のものを都城市以外の入札参加有資格者に発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類</p> <p>14 年度をまたいで事業を実施する場合は、工事着手時期及び竣工時期が分かる書類</p> <p>15 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改装する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の場合は、同補助金の交付決定書の写し</p> <p>16 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
<p>審査会の 要・不要</p>	<p>要</p>
<p>補助金の実績 報告に係る添 付書類</p>	<p>1 事業請負契約書の写し</p> <p>2 事業内容の内訳が分かる書類（カタログ及び請求明細書の写し等）</p> <p>3 施工内容が確認できる、資材等の写真及び施工前、施工中並びに施工後の写真</p> <p>4 収支決算書（様式第13号）</p> <p>5 領収書の写し</p> <p>6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し</p> <p>7 営業許可書（許認可を必要とする業種のみ）</p> <p>8 防火対象物使用開始届の写し（消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のみ）</p> <p>9 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改装する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用していない建物を改装する場合は、次の書類を提出すること。ただし、石綿の事前調査費を補助対象経費としない場合は（1）のみの提出とする。</p> <p>（1）分析機関等が発行した分析調査結果報告書等</p> <p>（2）分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類</p>

(3) 分析機関等に費用を支払ったことを証する領収書の写し

(4) 除去等事業に関する関係法令の届出等の写し

10 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 空店舗等解体事業

補助内容	特定地域内において、商業活動等のために現に使用されていない空店舗等の解体工事に対する補助
補助対象事業	<p>1 商業活動等のために現に使用されていない空店舗等を解体する工事（石綿障害予防規則に基づく調査分析等を含む。）で、次に掲げるものとする。ただし、移転等により補償を受けるものを除く。</p> <p>(1) 空店舗等の全部を解体するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの</p> <p>2 前項に定めるもののほか、商業活動等のために現に使用している店舗等に付属する立体駐車場（店舗等の供用状況と比べて過剰になっている場合に限る。）を解体する工事で、解体後の利活用計画について、市長が認めるものとする。</p>
補助対象経費	<p>補助対象事業に要する経費の金額から次に掲げる費用を控除して得た額（消費税及び地方消費税の額を含む。）</p> <p>(1) 土地・建物購入費用</p> <p>(2) 工事用機械及び工具等の購入に関する費用</p> <p>(3) 各種申請に係る諸費用</p> <p>(4) 前3号に掲げる費用のほか、補助対象経費として適当でないと市長が認めるもの</p>
補助率及び補助金額	<p>1 解体する空店舗等の同一画地とみなされる敷地の範囲内において、新たな店舗等の建築を行う場合</p> <p>補助対象経費の5分の4以内で、限度額を3,000万円とする。</p> <p>2 前項に掲げる以外の場合</p> <p>補助対象経費の3分の2以内で、限度額を3,000万円とする。</p> <p>※補助金の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>※新たな店舗等は、別表第3に掲げる業務に該当しないこと。</p>
補助の条件	<p>1 補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上の業務の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。ただし、建築士による設計、石綿障害予防規則に基づく調査分析の業務等については、この限りでない。</p> <p>2 業務の発注は、市内の事業者が発注するよう努めること。</p> <p>3 新たに店舗等を建築する場合は、事業計画等について都城市地域プロジェクトマネージャーの支援を受けること。</p>

	<p>4 新たに店舗等を建築する場合に、設計等を行う建築士は、建築士資格を有し、建築士の事務所登録を行っている者であること。</p> <p>5 新たな店舗等を建築する場合の事業の着手時期は、交付決定を受けてから空店舗等の解体後 180 日以内にする事。</p> <p>6 建物が完成した場合は、建物の登記事項証明書を市へ提出すること。</p> <p>7 新たな店舗等を洪水浸水想定区域に該当するエリアに建築する場合には、止水板の設置や嵩上げ等、浸水対策に努めること。</p> <p>8 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用していない建物を改修する場合は、石綿の事前調査費を補助対象経費とする事業は交付決定後、石綿の事前調査費を補助対象経費としない事業は工事の着手前までに石綿の事前調査を行い、工事等の実施においては、飛散防止対策を講ずること。</p>
<p>審査会の 要・不要</p>	<p>不要</p>
<p>補助金の交付 申請に係る添 付書類</p>	<p>1 事業概要書（様式第 2 号）</p> <p>2 収支予算書（様式第 4 号）</p> <p>3 事業支援表明書（様式第 5 号）</p> <p>4 解体工事の仕様明細を含む見積書（2 者以上）の写し</p> <p>5 解体工事着手前の空店舗等の現況写真（外観、内観）</p> <p>6 建物所有者は、建物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し。それ以外の者は、賃貸借契約書又は建物所有者との解体の了承について証明できる書類</p> <p>7 市税の滞納のない証明（ただし、市税の納税状況調査に同意する場合は、不要）</p> <p>8 補助対象経費のうち、工事に係る費用が 160 万円以上のものを都城市以外の入札参加有資格者に発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類</p> <p>9 新たに店舗等を建築する場合は、新たに建築する店舗等の仕様明細を含む見積書</p> <p>10 新たに店舗等を建築する場合は、新たに建築する店舗等の図面等の写し</p>

	<p>111 新たに店舗等を建築する場合は、設計等を行う建築士が、建築士資格を有し、建築士の事務所登録を行っている者であることが分かる書類の写し</p> <p>12 年度をまたいで事業を実施する場合は、工事着手時期及び竣工時期が分かる書類</p> <p>13 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を解体する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の場合は、同補助金の交付決定書の写し</p> <p>14 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
<p>補助金の実績報告に係る添付書類</p>	<p>1 解体に係る事業請負契約書の写し</p> <p>2 解体に係る事業内容の内訳が分かる書類（請求明細書の写し等）</p> <p>3 施工内容が確認できる、施工前、施工中及び施工後の写真</p> <p>4 収支決算書の写し（様式第13号）</p> <p>5 領収書の写し</p> <p>6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し</p> <p>7 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を解体する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用していない建物を解体する場合は、次の書類を提出すること。ただし、石綿の事前調査費を補助対象経費としない場合は（1）のみの提出とする。</p> <p>（1）分析機関等が発行した分析調査結果報告書等</p> <p>（2）分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類</p> <p>（3）分析機関等に費用を支払ったことを証する領収書の写し</p> <p>（4）除去等事業に関する関係法令の届出等の写し</p> <p>8 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

(4) 商業施設等整備事業

補助内容	特定地域内において、中心市街地活性化に資すると認められる商業活動等のために、新たに仮設や常設の施設整備を行う場合に係る施設整備費等に対する補助
補助対象事業	中心市街地の商業集積と商店街の店舗の連続性を確保し、集客力の向上を図るために有効であると認める仮設や常設の施設整備（当該整備に伴い必要な建築士による設計等を含む。）。ただし、器具及び備品（工事と一体となって、建物に固定して設置することが通例とされる器具及び備品の一部（空調工事のエアコンや水道工事のシンク、電気工事の換気扇、内装工事の取付棚など建物の資産価値に関わるもので建物の構造に影響を及ぼす工事を必要とするもの）を除く。）に係る経費は対象外とする。
補助対象経費	補助対象事業に要する経費の金額から次に掲げる費用を控除して得た額（消費税及び地方消費税の額を含む。） (1) 土地・建物購入費用 (2) 工事用機械及び工具等の購入に関する費用 (3) 各種申請に係る諸費用 (4) 前3号に掲げる費用のほか、補助対象経費として適当でないと市長が認めるもの
補助率及び補助金額	補助対象経費の2分の1以内で、限度額を1坪当たり50万円、1区画のテナント当たり500万円、建物1棟当たり3,000万円とする。 ※補助金の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
補助の条件	1 補助事業者が、テナントを自己使用する場合は、別表第2に掲げる補助対象業種とし、理由のない限り、出店後2年以上継続して営業（活動）をすること。 2 補助対象者が、テナントを自己使用する場合は、営業日において、原則、午前10時から午後6時までの間に2時間以上、かつ、1月当たり8日以上営業（活動）をすること。また、1月あたり20日以上営業（活動）に努めること。 3 新たにテナント等を建築するに当たり、事業計画等について都城市地域プロジェクトマネージャーの支援を受けること。 4 補助事業者が、テナントを自己使用する場合は、事業計画や収支計画の作成について、都城商工会議所の支援を受けること。

	<p>5 自己の所有する土地以外において整備を行う際には、土地に関わる賃貸借契約を締結し、契約書を作成すること。</p> <p>6 補助対象経費のうち、工事に係る費用が 160 万円以上の業務の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。ただし、建築士による設計等については、この限りでない。</p> <p>7 業務の発注は、市内の事業者が発注するよう努めること。</p> <p>8 新たに整備した施設等での業務が別表第 3 に掲げる業務に該当しないこと。</p> <p>9 設計等を行う建築士は、建築士資格を有し、建築士の事務所登録を行っている者であること。</p> <p>10 商工会議所、商店街組合等の商工団体に加入するなど、中心市街地の活性化に積極的に取り組むこと。</p> <p>11 新たに整備をする施設等が洪水浸水想定区域に該当する場合には、止水板の設置や嵩上げ等、浸水対策に努めること。</p> <p>12 工事着手までに建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 に規定する確認済証の交付を受けていること。</p>
<p>審査会の要・不要</p>	<p>1 補助事業者が、テナントを自己使用する場合 要</p> <p>2 前号以外の場合 不要</p>
<p>補助金の交付申請に係る添付書類</p>	<p>1 事業概要書（様式第 2 号）</p> <p>2 事業計画書</p> <p>3 収支予算書（様式第 4 号）</p> <p>4 事業支援表明書（様式第 5 号）</p> <p>5 整備前の現況写真（施工部分が確認できる外観、内観）</p> <p>6 資材の規格・仕様明細等が分かる見積書（2 者以上）及びカタログ等の写し</p> <p>7 整備内容が分かる資料等（新たに建築する施設の各階平面図（消防法の有窓無窓・換気計算を含む）、配置図、物件位置図、工事工程表等）</p> <p>8 設計等を行う建築士が、建築士資格を有し、建築士の事務所登録を行っている者であることが分かる書類の写し</p> <p>9 本人確認書類の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書）</p> <p>10 履歴書（個人事業者の場合のみ）</p> <p>11 市税の滞納のない証明書（ただし、市税の納税状況調査に同意する場合は、不要）</p>

	<p>12 補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上のものを都城市以外の入札参加有資格者に発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類</p> <p>13 年度をまたいで事業を実施する場合は、工事着手時期及び竣工時期が分かる書類</p> <p>14 土地の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し。ただし、空き地等を賃貸借した場合は空き地等に係る賃貸借契約書の写し</p> <p>15 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
<p>補助金の実績報告に係る添付書類</p>	<p>1 新たに整備する施設に係る事業請負契約書の写し</p> <p>2 新たに整備する施設に係る事業内容の内訳が分かる書類（カタログ及び請求明細書の写し等）</p> <p>3 施工内容が確認できる、資材等の写真及び施工前、施工中並びに施工後の写真</p> <p>4 収支決算書（様式第13号）</p> <p>5 領収書の写し</p> <p>6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し</p> <p>7 補助事業者が、テナントを自己使用する場合は営業許可書（許認可を必要とする業種のみ）</p> <p>8 防火対象物使用開始届の写し（消防法施工令別表第1に掲げる防火対象物のみ）</p> <p>9 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し</p> <p>10 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

別表第2（別表第1関係）

補助対象業種（日本標準産業分類（令和5年7月改定）分類表から抜粋）

大分類	中分類	小分類	細分類
I 卸売業・小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業	
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	（ただし、小分類番号570は対象外とする。）	
	58 飲食料品小売業	（ただし、小分類番号580は対象外とする。）	
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業	5914 二輪自動車小売業（原動機付き自転車を含む。）
		592 自転車小売業	
	593 機械器具小売業（自動車，自転車を除く。）		
60 その他の小売業	（ただし、小分類番号600は対象外とする。）	（ただし、細分類番号6051は対象外とする。）	
K 不動産業，物品賃貸業	68 不動産取引業	（ただし、小分類番号680は対象外とする。）	
	69 不動産賃貸業・管理業	（ただし、小分類番号690は対象外とする。）	
	70 物品賃貸業	（ただし、小分類番号700は対象外とする。）	
L 学術研究、専門・技術サービス	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	（ただし、小分類番号720は対象外とする。）	
	73 広告業	731 広告業	
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	746 写真業	

M 宿泊業、 飲食サービス業	76 飲食店	761 食堂，レストラン (専 門 料 理 店 を 除 く。)	
		762 専門料理店	
		763 そば・うどん店	
		764 すし店	
		767 喫茶店	
	769 その他の飲食店		
	77 持ち帰り・配達飲 食サービス業	(ただし、小分類番号 770 は対象外とす る。)	
N 生活関連 サービス 業、娯楽業	78 洗濯・理容・美 容・浴場業	781 洗濯業	
		782 理容業	
		783 美容業	
		789 その他の洗濯・理 容・美容・浴場業	
	79 その他の生活関連 サービス業	791 旅行業	
		793 衣服裁縫修理業	
799 他に分類されない生 活関連サービス		7993 写真現像・焼 付業	
O 教育、学 習支援業	82 その他の教育、学 習支援業	824 教養・技能教授業	
P 医療、福 祉	83 医療業	835 施術業	
R サービス 業(他に分 類されない もの)	93 政治・経済・文化 団体	939 他に分類されない非営利的団体	

別表第3（別表第1関係）

1	住宅、アパート、マンション等	
2	遊技場・風俗施設	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく業種
3	工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50㎡以下のものを除く。
4	駐車場	当該店舗等の商業活動が併用する場合を除く。